

TMS契約約款

株式会社テレ・マーカー（以下、「乙」といいます。）とお客様（以下、「甲」といいます。）は、乙が甲に提供する保守等のサービスである「TMS」について、以下の条項（以下、「本契約条項」といいます。）とおとり、契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（定義）

本契約においては、次の（１）から（１５）までの各用語は、それぞれ（１）から（１５）までの意味を有するものとします。なお、本契約条項の別紙で用いる用語の定義も、当該別紙で定めるものの他は、本契約条項における用語の定義に従います。

（１）「対象事業所」とは、本書面表面記載のサービス適用対象事業所を指します。

（２）「購入機器」とは、甲が乙から購入した機器で、対象事業所に設置されているものを指します。

（３）「リース機器」とは、乙が売主、第三者であるリース会社が買主兼貸主、甲が借主となるリース取引により甲が当該リース会社から借り受ける機器で、対象事業所に設置されているものを指します。

（４）「本件サービス」とは、購入機器またはリース機器に関して乙が甲に提供する保守等のサービスを指し、基本サービス、追加サービスおよび特別保守サービスから構成されます。また、本件サービスには、利用料金や利用できるサービスの内容に応じてTMSスタンダード、TMSシルバー、TMSゴールド、TMSクリスタルおよびTMSPREMIUMの五つのプランが存在します。

（５）「対象機器」とは、本件サービスの適用対象となる購入機器またはリース機器を指します。

（６）「基本サービス」とは、本件サービスを構成するサービスの一つであり、対象機器に関する保守サービスです。詳細は第5条に定めるとおりです。

（７）「TMSスタンダード」は、本件サービスのプランの一つであり、基本サービスのうち第5条第1項表（１）～（７）のサービスを利用できるプランです。ただし、2025年6月16日以降新規申込み（その他のプランからのプラン変更を含みます。）は停止しています。

（８）「TMSシルバー」は、本件サービスのプランの一つであり、基本サービスのうち、第5条第1項表（１）～（９）のサービスを利用できるプランです。

（９）「TMSゴールド」は、本件サービスのプランの一つであり、次のとおりサービスが利用できるプランです。

ア 2025年7月24日時点ですでにTMSゴールドに加入済み又は申込済みの場合は、基本サービスのうち、第5条第1項表（１）～（１１）のサービスを利用できるプランです。

イ 2025年7月25日以降にTMSゴールドに申込みを行う場合（2025年7月24日時点ですでに本契約締結済み又は申込済みの甲が本契約終了後に再度申込みを行う場合及び2025年7月25日以降にTMSゴールドへのプラン変更の申込みを行う場合を含みます。）は、基本サービスのうち、第5条第1項表（1）～（9）及び（11）のサービスを利用できるプランです。

（10）「TMSクリスタル」は、本件サービスのプランの一つであり、次のとおりサービスが利用できるプランです。

ア 2025年6月15日時点ですでにTMSクリスタルに加入済み又は申込済みの場合は、基本サービスのうち、第5条第1項表（1）～（12）のサービスを利用できるプランです。

イ 2025年7月25日以降にTMSクリスタルに申込みを行う場合（2025年7月24日時点ですでに本契約締結済み又は申込済みの甲が本契約終了後に再度申込みを行う場合及び2025年7月25日以降にTMSクリスタルへのプラン変更の申込みを行う場合を含みます。）は、基本サービスのうち、第5条第1項表（1）～（9）並びに（11）及び（12）のサービスを利用できるプランです。

（11）「TMS PREMIUM」は、本件サービスのプランの一つであり、基本サービスのうち、第5条第1項表（1）～（11）及び（13）のサービスを利用でき、かつ、追加サービスのうち「延長保守サービス」が標準で付帯するプランです。

（12）「追加サービス」とは、本件サービスを構成するサービスの一つであり、乙から甲に対して本契約に基づき基本サービスが提供されている間において甲が追加的に乙から提供を受けることのできるサービスを指します。

（13）「特別保守サービス」とは、本件サービスを構成する一つのサービスであり、基本サービスおよび追加サービスに該当しない一切のサービス（対象機器ではない機器の修理、対象機器の代替品の再調達、対象機器に接続する電話回線その他の通信インフラの提供等が含まれますが、これらに限られません。）を指します。

（14）「基本料金」とは、甲が本件サービスの提供を受ける対価として乙に支払う月額料金を指します。

（15）「追加サービス料金」とは、甲が追加サービスの提供を受ける対価として乙に支払う月額料金を指します。

（16）「特別保守料金」とは、甲が特別保守サービスの提供を受ける対価として乙に支払う料金を指します。

第2条（総則）

乙は、甲に対して、本契約の有効期間中、本契約の定めに従って本件サービスを提供

し、甲は、これらの提供を乙から受けるものとします。

第3条（本契約の契約条項の変更）

1 乙は、次の（１）および（２）の場合には、あらかじめ甲の承諾を得ることなく、本契約の契約条項を変更することにより、変更後の契約条項について甲乙間の合意があったものとみなし、個別に甲と合意することなく本契約の内容を変更することができます。

（１）本契約の契約条項の変更が、甲の一般の利益に該当するとき

（２）本契約の契約条項の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 乙は、本条第1項に基づき本契約の契約条項を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本契約の契約条項を変更する旨および変更後の契約条項の内容ならびに当該効力発生時期を乙のホームページにおける通知等インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

3 乙は、本条第1項（２）に基づき本契約の契約条項を変更するときは、本条第2項に基づく周知を当該変更の効力発生時期が到来するまでに行うものとします。

第4条（本件サービスを提供する前提条件）

次の（１）から（８）までに定める事項を、乙が甲に対して本件サービスを提供するための

前提条件とします。

（１）甲が提供を希望する本件サービスとしてTMSスタンダード、TMSシルバー、TMSゴールド、TMSクリスタルまたはTMSPREMIUMのいずれかのプランを選択すること

（２）対象機器が購入機器である場合は、対象事業所における設置が確認されたこと

（３）対象機器がリース機器である場合は、当該リース契約上の検収が完了していること

（４）甲が対象機器を取扱説明書（これに類する資料等を含みます。）に従った取扱方法その他適切な使用方法に従って使用すること

（５）本件サービスまたは対象機器の一部を構成するソフトウェアがある場合に、甲が次のアからウまでに定める行為を行わないこと

ア 当該ソフトウェアを第三者に譲渡し、またはその利用を許諾すること

イ 当該ソフトウェアを複製すること

ウ 当該ソフトウェアを修正、改変、変更、翻訳または解析等すること

（６）甲が本件サービスを利用して、次のアからスまでに定める行為を行わないこと

ア 乙の書面による事前承諾なく、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用

イ 乙もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害する

おそれのある行為

ウ 乙もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

エ 乙もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

オ 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為

カ 本件サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

キ 第三者になりすまして本件サービスを利用する行為

ク ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア、あるいはスパムメール等を送信またはこれら有害プログラムにつき第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為

ケ 第三者の設備等または本件サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為

コ 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

サ 本件サービスに関連して乙が提供した一切の物品に表示された文言の修正・削除

シ 乙の事前許諾なき、本件サービスのタイムシェア、またはデータセンター用等のサービス事業への利用

ス その他、社会的状況を勘案のうえ、乙が不相当と認める行為

(7) 甲が対象機器に接続する電話回線その他の通信インフラを自らの責任で調達すること
(8) 甲が対象機器の使用に要する消耗品または電気料金等の費用をすべて負担すること

第5条（基本サービス）

1 基本サービスは、本項表記載（1）から（13）までのサービスから構成され、乙は、甲に対し、本項表記載の提供方法および対応日・時間帯に従って基本サービスを提供するものとします。但し、プランごとの利用できるサービス内容は第1条に定めるとおりです。各種サービスごとの利用規約については当社HPよりご参照をお願い致します。

<https://www.telemarker.co.jp/>

基本サービス		提供方法	対応日・時間帯
サービス名称	サービス内容		
（1）対象機器の操作方法等の質問に対する回答	対象機器の操作方法や取扱説明書の記述等に関するご質問に対して回答します。	電話対応に限ります。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前9時～午後6時
（2）対象機器に関する	対象機器に関する問題が発生した		

る問題点解決サポート	場合、問題解決をサポートします。		【土曜日、日曜日（祝日を除く）】 午前１０時～午後５時
（３）対象機器が導入されているシステムに関する障害切り分けサポート	対象機器が導入されているシステムで障害または故障（以下、「障害等」といいます。）が発生した場合、障害等の発生箇所、発生原因の切り分けをサポートします。		
（４）対象機器が導入されているシステムに関する障害切り分け	対象機器が導入されているシステムで障害等が発生した場合、技術員を派遣して障害等の内容を詳細にお聞きし、その発生箇所、発生原因の切り分けを実施します。	電話対応に限らず乙が必要と判断する方法によりサービスを提供します。なお、購入機器が乙所定の耐用年数を経過している場合又はリース機器が再リースである場合は修理・交換等是有償となります（本条第８項をご参照ください。）	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前９時～午後６時
（５）対象機器の修理用部品の提供	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に確定した場合、その修理用部品を提供します。		
（６）対象機器のセンズバック保守サービス	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に認められる場合、障害等が発生した対象機器をお預かりして、その修理を行います。		
（７）対象機器のオンライン保守サービス	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に認められる場合、技術員を派遣して対象機器の修理を行います。		
（８）ＰＣサポートサービス	対象事業所に在籍する甲の役職員からのパソコン、スマートフォンおよびタブレット等の操作方法等に関するご質問に対して電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によって問題解決をサポートします。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【ＰＣサポー	電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によりサービスを提供します。	【すべての曜日（祝日を除く）】 午前９時～午後６時

	トサービスおよびかけつけサポートサービス（PC版）利用規約】に定めます。		
（９）かけつけサポートサービス（PC版）	対象事業所に在籍する甲の役職員からのパソコンの操作方法等に関するご質問に対して訪問対応によって問題解決をサポートします。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【PCサポートサービスおよびかけつけサポートサービス（PC版）利用規約】に定めます。当該サービスにおける訪問対応回数は、TMSシルバーの場合は月１回まで、TMSゴールドの場合は月３回まで、TMSクリスタルの場合は月５回まで、TMS PREMIUMの場合は月５回までです。	対象事業所に訪問してサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前９時～午後６時
（１０）TMクラウド	日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において、乙の設置するサーバ装置に蓄積可能なデータ容量について、バックアップ機能、回線認証機能、端末認証機能を提供します。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【TMクラウド利用規約】に定めます。なお、基本サービスとして提供するTMクラウド蓄積可能データ容量は１００GBです。	日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において、インターネット経由でサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前９時～午後６時
（１１）TM-WiFiサポートセンター	【機器契約TM-TM-WiFi設置期間中限定】モバイル端末の追加、WiFi接続設定など、お客様社内のヘルプデスクを代行します。離れたオフィス等のアクセスポイントもクラウドから一元的に	電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によりサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前９時～午後６時

	設定（遠隔での不具合箇所を特定し、解決するサポート）することができます。但し、TM-WiFiサポートセンターの提供は、乙から提供している「PC・Wifi セット」の機器設置がある場合に限り ます。		
（１２）お悩み相談	専用ダイヤルにて税務・労務に関する電話相談、及び内容別補償（別紙：お悩み相談契約約款へ記載）を提供します。	電話対応に限 ります。	【月曜日から金曜日 （祝日を除く）】 午前１０時～午後５ 時
（１３）通信コンシェルジュサービス	定期的に乙の役職員が訪問し、お困りごとの聞き取りや適切な通信サービス（自社サービス）の提案などを行います。		

２ 甲は、基本サービスの提供を希望する場合は、乙に対して、速やかにその旨を窓口電話番号【０１２０－６６５－６０６】に電話連絡し、基本サービスの提供を依頼するものとし、乙は、甲に対して、合理的に可能な範囲で速やかに、基本サービスを提供します。なお、TMS PREMIUMプランに加入している甲は、TMS PREMIUMプラン専用の窓口（連絡先は個別にお知らせします。）を利用することもできます。

３ 甲は、乙が基本サービスの提供を完全かつ円滑に行えるように、合理的に必要な協力（本条第１項表（４）および（７）のサービスの提供に際して、乙の派遣する技術員が対象事業所または必要に応じて甲のその他の事業所に立ち入ることを認め、かつ必要とする電気代等を負担することを含みますが、これに限りません。）をするものとします。

４ 本条第１項表（２）から（４）までに定めるサービスは、次の（１）から（６）までのいずれかの場合に完了するものとします。

- （１）対象機器に関する問題が解決した場合
- （２）対象機器に関する障害等の発生箇所、発生原因が特定された場合
- （３）対象機器に関する障害等が回復した場合
- （４）対象機器に関する問題または障害等でないことが判明した場合
- （５）対象機器に関する問題または障害等の原因追及が客観的に困難となり、調査が進展しないと合理的に判断される場合
- （６）その他、乙から甲に対する説明または対応が尽くされたと合理的に判断される場合

５ 対象機器が複合機である場合、基本サービスには本条第１項表（５）から（９）までのサービスは含まれません。この場合に甲が当該複合機の修理を希望するときは、甲は当該複合機のメーカーに対してその修理を直接に依頼しなければならないものとします。

6 本条第1項表（5）から（7）までのサービスは、対象機器の障害等の症状によっては、乙の判断により（ただし、リース機器については各リース会社の規定に則った手続きの上）、代替機器との交換をもって修理完了とさせていただく場合があります。

7 対象機器のメーカーにおける修理用部品の保有期間が経過した以降は、本条第1項表（5）から（7）までのサービスについては、その提供に当該修理用部品を必要とする限り、乙は当該サービスを提供しないものとします。

8 対象機器が購入機器である場合において国税庁の定める法定耐用年数等を基準に別途当社が定める機器ごとの耐用年数を経過したものである場合又はリース機器である場合において当初リース期間満了後の再リースである場合、本条第1項表（4）から（7）までのサービスについては、技術員の訪問による簡易な対応で解決できない保守等（機器の修理、機器の交換や部品交換、新たな配線工事等を含みますが、これらに限られません。）が必要となったときは、訪問費以外の費用（修理費用、部品交換費用、部品調達費用、配線工事等を含みますがこれらに限られません。）は、基本料金とは別に甲の負担となります。当該費用の金額及び支払方法等は、必要となる都度、乙から甲にご案内いたします。

9 乙による本条第1項表（6）または（7）のサービス提供の結果（対象機器の修理結果）に乙の責めに帰すべき事由による瑕疵があり、かつ本件サービスの提供が終了する日までに甲から乙に書面によりその旨の通知がなされた場合は、乙は、本条第1項表（6）または（7）のサービスを再度提供するものとします。但し、当該瑕疵が重要ではなく、かつ本条第1項表（6）または（7）のサービスの再度の提供に過分の費用を要する場合は、その限りではないものとし、また、乙が本条第1項表（6）または（7）のサービスを再度提供したにもかかわらず、当該瑕疵の修理ができない場合は、乙は、本条第1項表（6）または（7）のサービスを再々度提供することを要しないものとし、これらの場合は、乙は、当該瑕疵に起因して甲に生じた損害について、第19条の定めに従って賠償責任を負うものとします。

10 乙による本条第1項表（8）および（9）のサービスの提供にあたり、甲は、①乙はあくまでも

問題解決をサポートするものであつて、問題解決を保証するものではないこと、および、②甲のご質問内容の原因が乙以外の第三者の提供する機器またはサービスに存在する場合は、甲が当該第三者との間で解決していただくことがあることを了解するものとします。

11 次の（1）から（6）までの場合は基本サービスの提供場面から除外されるものとし、次の（7）から（13）までの項目は基本サービスに含まれないものとします。

（1）甲が第4条（5）から（7）までに定める本件サービスの前提条件に違反したことに起因して対象機器の障害等が発生した場合

（2）対象機器の設置後の設置場所の移動（対象事業所内の移動および対象事業所外への移動の両方を含みます。）に起因して対象機器の障害等が発生した場合

（3）対象機器の分解、組替、改造に起因して対象機器の障害等が発生した場合

- (4) 甲の責めに帰すべき事由に起因して対象機器の障害等が発生した場合
- (5) 対象機器の障害等が生じた場合において、甲が乙に対する速やかな連絡または基本サービスの提供依頼を怠ったことにより、障害等の範囲または程度が拡大した場合
- (6) その原因の如何を問わず、甲が対象機器を紛失した場合
- (7) 対象機器の設置後の設置場所の移動（対象事業所内の移動および対象事業所外への移動の両方を含みます。）または対象機器に係る追工事
- (8) 対象機器の操作方法等に関する質問に対する電話以外の方法による回答
- (9) 対象機器を使用する際の消耗品（電池パック、蓄電池バッテリー、トナー、用紙等）の提供および消耗品の交換作業
- (10) 対象機器内のデータの保証および復旧
- (11) 対象機器内のデータの別機器への保存またはバックアップデータの作成
- (12) 対象機器に該当しない電話、ファックスおよびパソコン等の機器に係る配線整理およびネットワーク接続作業
- (13) 本契約に基づき甲が乙から提供を受けることが予定されていない一切の保守サービスの提供

12 本サービスには、三井住友海上火災保険株式会社が提供するサイバー保険サービスが付帯されています。サイバー保険サービスの詳細については、サイバー保険を提供している三井住友海上火災保険株式会社が定める約款のとおりとします。

第6条（再委託）

- 1 乙は、本件サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。
- 2 本条第1項の場合、乙は、当該第三者に本契約における自らの義務と同様の義務を負わせるとともに、当該第三者の行為について、本契約に定める範囲内で責任を負うものとします。

第7条（追加サービス）

- 1 甲は、乙から甲に対して本契約に基づき基本サービスが提供されている間において、①第5条第1項表（8）に定めるPCサポートサービス（以下、「PCサポートサービス」といいます。）、②WiFi ルータ2台目以降サポート、③TMクラウド容量追加または④延長保守サービス（プランに応じた基本サービスの対応時間を365日午前7時から午後9時まで（但し、オンサイトの場合は対応業者の勤務状況に応じて対応時間が変わる場合があります。）に延長するサービスをいい、詳細は、別紙：延長保守契約約款記載のとおりです。）

の4つのサービスの中から甲が希望するサービスを追加サービスとして、提供を受けることができます。ただし、PCサポートサービスについては2022年3月28日以降、T

Mクラウド容量追加については2025年7月25日以降、追加サービスの新規申込みは停止しています。

2 追加サービスとして乙から甲に提供されるサービスには、当該サービスと同じ内容のサービスに関する本契約上の定めが準用されます。

第8条（特別保守サービス）

1 甲は、特別保守サービスの提供を希望する場合は、乙に対して、速やかにその旨を窓口電話番号【0120-665-606】（なお、TMS PREMIUMプランに加入している甲は、TMS PREMIUMプラン専用窓口への連絡も可能です。）に電話連絡し、特別保守サービスの提供を依頼するものとし、乙は、乙の自由な判断により、甲に対して特別保守サービスを提供するか否かを決定できるものとします。

2 次の（1）および（2）の項目は特別保守サービスに含まれないものとします。

（1）対象機器内のデータの存続保証および復旧

（2）対象機器内のデータの別機器への保存またはバックアップデータの作成

第9条（本件サービスの終了、本契約の解約）

甲は、本件サービスの提供の終了を希望する場合は、その旨を乙に対して申し出ることにより、本契約を解約しなければならないものとします。この場合、毎月の初日から25日までに乙に申出があったものについては当該申出のあった日の属する月の末日に、また、毎月の26日から末日までに乙に申出があったものについては当該申出のあった日の属する月の翌月の末日に、本契約が解約されるものとします。

第10条（本件サービスの提供中止・廃止）

1 乙は、次の（1）から（4）までのいずれかに定める事由がある場合、その状況がやむまでの間、本件サービスの全部または一部の提供を一時的に中止することがあります。

（1）甲が本契約や対象機器に係る売買契約またはリース契約に違反した場合

（2）本件サービスの提供が技術的に不可能または著しく困難な事情が生じた場合

（3）本件サービスの提供のために必要な設備の保守点検が行われる場合、またはこれらの設備に障害等が生じた場合

（4）停電、天災地変、戦争、暴動、内乱その他の不可抗力により本件サービスの提供が不可能または著しく困難な場合

2 乙は都合により本件サービスの全部または一部の提供を一時的に中止または永続的に廃止することがあります。

3 乙は本条第2項の規定により本件サービスを中止または廃止するときは、甲に対し、中止または廃止するサービスの中止日または廃止日の30日前までに通知します。但し、やむを得ない場合については、この限りではありません。

4 乙は、本条第1項または第2項による本件サービスの提供の中止または廃止により、甲または第三者が被った如何なる不利益、損害についても、一切の責任を負いません。

第11条（基本料金）

1 甲は、乙に対して、基本料金を支払うものとし、TMSスタンダードの基本料金（月額）は1000円（消費税別）、TMSシルバーの基本料金（月額）は2000円（消費税別）、TMSゴールドの基本料金（月額）は3800円（消費税別）、TMSクリスタルの基本料金（月額）は甲の従業員数が1～5名の場合は4800円、6～10名の場合は5200円、11～15名の場合は6600円、16～20名の場合は8200円、21～25名の場合は9800円、26～30名の場合は11500円（いずれも消費税別）、TMSPREMIUMの基本料金（月額）は8000円（消費税別）とします。

2 第5条第7項に基づき乙が基本サービスの一部を提供しない場合であっても、基本料金の金額は減額しないものとします。

3 基本料金は、日割り計算を行わないものとし、本件サービスの提供開始日または提供終了日が月の途中の日であっても、甲は、乙に対して、当該月に係る基本料金の全額を支払うものとします。

4 甲は、乙に対して、基本料金について、乙の指定する業者（ライフカード株式会社または三井住友カード株式会社とします。）の提供する集金代行サービスを利用した口座振替（自動引落とし）の方法により、翌月分を当月末日限り（但し、本件サービスの提供開始日が含まれる月分は当月末日限り）、支払うものとします。

5 本条第4項の規定にかかわらず、甲が、対象機器もしくは本件サービス以外の商品または役務に関して乙との間で既に取引があり、当該既存の取引に係る甲の乙に対する代金支払いが次の（1）または（2）のいずれかの方法で行われている場合であって、当該支払方法と同じ方

法により基本料金を支払うことを甲が希望し、乙がこれを認めた場合には、甲は、乙に対して、当該方法により基本料金を支払うことができるものとします。なお、（1）の場合の振込手数料は、甲の負担とします。

（1）乙の指定する金融機関口座に対する振込支払い

（2）NTTファイナンス株式会社が提供する回収代行サービスである「電話料金合算サービス」を利用した（電話料金と合算での）お支払い

第12条（追加サービス料金）

1 甲が追加サービスの提供を受ける場合は、甲は、乙に対して、提供を受ける追加サービスの内容・数量に応じて下記表に定める追加サービス料金（月額）を基本料金と併せて支払うものとします。

	追加サービス料金（月額）
--	--------------

提供を受ける追加サービスの内容	追加サービスの数量	金額（消費税別）
P C サポートサービス	対象事業所 1 箇所毎	2, 8 0 0 円
T M - W i F i 2 台目以降	設置 1 台毎	1, 0 0 0 円
T M クラウド	5 0 0 G B	3, 0 0 0 円
	1 T B	5, 0 0 0 円
	2 T B	1 0, 0 0 0 円
	5 T B	2 0, 0 0 0 円
延長保守	対象事業所 1 箇所毎	3, 0 0 0 円

2 追加サービス料金は、日割り計算を行わないものとし、追加サービスの提供開始日または提供終了日が月の途中の日であっても、甲は、乙に対して、当該月に係る追加サービス料金の全額を支払うものとします。

第 1 3 条（特別保守料金）

1 甲が特別保守サービスの提供を受ける場合は、特別保守料金を乙に対して支払うものとします。

2 特別保守料金は、各保守サービスの実施に要する実費（物品の売買代金を含みます。）および乙が別に定める料金表に従った報酬金から構成されるものとします。但し、料金表の定めがない場合には、乙がその都度個別に見積もりを行い、甲乙別途協議のうえ、報酬金の額を決定するものとします。

3 甲は、乙に対して、特別保守料金を、毎月末締め翌月末日払いにて、乙の指定する金融機関口座に対して振り込む方法によりこれを支払うものとします。なお、この振込手数料は、甲の負担とします。

第 1 4 条（秘密保持義務）

甲および乙は、本件サービスの提供または利用に関連して、相手方から開示もしくは提供を受けた、相手方の一切の情報については、これを秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して、これを開示もしくは漏洩してはならないものとし、または本件サービスの提供または利用以外の目的のために利用してはならないものとします。但し、甲および乙は、裁判所および捜査機関等から法令に基づき当該情報の開示を求められた場合（民事訴訟法に基づく裁判所の調査嘱託や刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会を含みますが、これらに限りません。）は、相手方の承諾なく、これを開示することができるものとします。

第 1 5 条（個人情報等の取扱い）

1 甲は、本件サービスの提供に不可欠な乙の提携事業者（第 7 条に基づく再委託先を含

みます。) (以下、「提携事業者」といいます。) から請求があったときは、乙が甲の氏名および住所等の個人情報およびその他の情報を当該事業者、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて同意するものとします。

2 当社は、その他甲から取得した個人情報の取扱いについては、乙がインターネットにて公開するプライバシーポリシー (個人情報保護方針) (<https://tele-marker.co.jp/policy/>) に基づき取り扱うものとします。

3 乙は、乙または提携事業者から甲に対して本件サービスその他のサービスに関するご案内の電子メールを配信する場合があります、甲は、当該電子メールの配信について同意するものとします。甲は、当該電子メール配信を希望しない場合、その旨を乙に通知するものとします。

4. 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前項の規定と同様に扱うこととします

第16条 (知的財産権の帰属)

1 本件サービスに関する一切の知的財産権は、乙または第三者に帰属するものとし、本契約によって、当該権利が乙から甲に移動することはないものとします。

2 本件サービスに関して乙から甲に提供される仕様書、取扱説明書等の一切の資料の著作権は、乙または第三者に帰属するものとします。

第17条 (本契約の解除・期限の利益喪失)

1 甲または乙は、相手方が次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合、相手方に対する何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除でき、これにより本契約は終了します。

- (1) 本契約に基づく相手方当事者に対する金員の支払いを怠ったとき
- (2) 本契約の条項の一つにでも違反したとき
- (3) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- (4) 自ら振り出しまたは裏書した手形、小切手について、手形交換所の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 第三者から、その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくはこれらに類する法的倒産手続の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
- (7) 解散したときまたは事業を停止もしくは廃止 (廃業) したとき
- (8) 監督官庁から、事業の取消、停止等の処分を受け、または事業の全部もしくは重要な一部を廃止変更したとき
- (9) その他信用状態が著しく悪化したとき

2 甲または乙が本条第1項(1)から(9)までのいずれかに該当する場合、該当事者は、本契約に基づき相手方に対して負担する一切の債務については当然に期限の利益を失うものとします。

第18条(通知)

1 甲は、次の(1)から(8)までのいずれかに該当し、またはその可能性が生じた場合、乙に対して、速やかにその旨を通知しなければならないものとします。

(1) 対象機器を設置した対象事業所を移転、閉鎖または改装を行う場合

(2) 対象機器を移動(対象事業所内の移動および対象事業所外への移動の両方を含みます。)する場合

(3) 対象機器を紛失、追加または抹消した場合

(4) 対象機器に接続する電話回線の回線種別を変更した場合

(5) 対象機器に係る通信環境や通信事業者を変更した場合

(6) (甲が法人である場合) 甲の本契約上の地位が第三者に譲渡または承継される場合

(7) 住所・本店所在地、氏名・屋号もしくは商号、代表者または対象事業所の変更があった場合

(8) 基本料金の支払方法としての口座振替(自動引落とし)にかかる金融機関口座の変更があった場合

2 甲が本条第1項(7)の通知を怠った場合、本契約に関連して乙から甲に対して発せられた通知は、すべて通常その到達すべきときに到達したものとみなします。

第19条(損害賠償責任)

1 乙は、甲が本契約に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、甲が乙に支払い済みの基本料金の総額(12ヶ月分を上限とします。)を限度として賠償責任を負うものとします。但し、甲が乙の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2 本件サービスの提供により第三者の所有する知的財産権を侵害した場合または侵害するおそれが生じた場合は、甲にその帰責事由がある場合を除き、乙が責を負いその後の対応を行うものとします。但し、以下の場合については、この限りではありません。

(1) 本件サービスまたは対象機器に甲が変更または改造を加えたことに起因して第三者の知的財産権を侵害した場合

(2) 乙が甲に本件サービスを提供する際に知り得なかった情報に基づき第三者の知的財産権を侵害した場合

第20条(反社会的勢力の排除)

1 甲または乙は、相手方が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合、何ら

の通知催告

を要することなく、直ちに本契約を解除でき、これにより本契約は終了します。

(1) 自らまたは役員もしくは実質的に経営権を有する者（以下、「役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当する場合

(2) 自らまたは役員等が反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合

(3) 自らまたは役員等が反社会的勢力に対して何らかの協力・加担・助長する行為を行っている場合

(4) 自らまたは役員等が、相手方または相手方の役員等その他の関係者に対して、自らまたは第三者を利用して、脅迫的言辞、詐欺的言辞もしくは暴力的行為を用いた場合、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合

2 甲または乙が本条第1項(1)から(4)までのいずれかに該当する場合、該当事者は、本契約に基づき相手方に対して負担する一切の債務については当然に期限の利益を失うものとします。

第21条（譲渡禁止特約）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位、もしくはこれから生じる権利義務を、第三者に譲渡、または担保提供しないものとします。

第22条（本契約終了時の措置等）

1 本契約が終了した場合でも本契約終了前に甲から提供の依頼があった第5条第1項表(1)から(7)までのサービスおよび同表(9)のサービスについては、その終了原因が第17条第1項または第20条第1項により乙が本契約を解除した場合を除き、乙は、甲に対して当該提供依頼があったサービスを提供します。

2 本契約が終了した場合でも、その性質上存続すべき定めは引き続き効力を有します。

第23条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第26条（協議事項）

本契約に定めのない事項、およびこれらの解釈に疑義の生じた事項については、甲およ

び乙はこれを誠実に協議し、円満に解決を図るものとします。

以 上